

8. 納入について

- (1) 契約金額には、搬入及び設置、導線とその配線にかかる費用を含めること。
- (2) 納入は、平日の午前9時から午後3時の間とし、あらかじめ担当課に納品日時を確認すること。また、設置場所及び設置の工程についても、担当課と十分協議し決定すること。
- (3) 納入の際に生じたごみは持ち帰ること。
- (4) 納入に際しては、専用駐車場がないので、受注者側で確保すること。
- (5) 納入する製品については、傷・汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。また、担当課担当者及び契約課担当者の検収を受けること。
- (6) この仕様に疑義が生じたときは、速やかに担当課及び契約課へ連絡し指示を受けること

9. 保証

検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。

10. その他

- (1) 本契約には、既存の音響機器との取り付け及び取り換え並びに配線を含めることとする。また設置後の試運転及び使用説明を行い、使用に支障のない状態とすること。
- (2) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項、不明な点及び疑義が生じた場合は、担当課または契約課に問い合わせのうえ、担当課、契約課及び契約者により協議すること。
- (5) 受注者は、作業を実施するに当たり、適正に情報セキュリティ（情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、適切に利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。以下同じ）の管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。